

5 発電事業計画の認定プロセス等

FIT 法に基づく木質バイオマス発電事業を実施しようとする場合、FIT 法施行規則第 5 条に基づく認定基準を満たした上で、必要な書類を添付した申請書を提出し、経済産業大臣から発電事業計画の認定を受ける必要がある(注 1)。

(注 1) FIT 法第 9 条第 4 項の規定に基づき、バイオマスを用いた発電事業について認定する場合、経済産業大臣は農林水産大臣に対し、あらかじめ協議しなければならないとされている。また、認定プロセスについては、資料 2 参照

「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」（平成 29 年 3 月資源エネルギー庁。以下「ガイドライン」という。）では、バイオマス発電事業者が安定的に発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料の調達及び使用計画（以下「燃料調達計画」という。）を策定することを求めている。その際、長期安定的に燃料調達が可能であることを担保すべく、燃料供給者との当面の間にわたる協定書や契約書について、燃料調達計画と併せて、認定申請時に提出する必要があるとしている。

また、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達計画の策定に当たっては、i) 燃料調達計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするように努め、他の事業との競合可能性が高い種類のバイオマスの利用を計画する場合、当該種類のバイオマスを利用する既存事業者に対する燃料調達に関する設備及び確認を行うように努めること、ii) 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）への事前説明を行うとともに、燃料調達計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講ずることを遵守するよう求めている。

調査対象 19 道県では、燃料調達計画の確認に当たり、国が示すポイントに基づき、協定等の有無及びその内容、木材供給者や他の木質バイオマス発電事業者との調整結果、事業者へのヒアリングにより燃料の価格、数量、収集地域等を勘案してその妥当性を確認することとしている。中には、独自の確認方針を定めているもの(注 2)や木材供給に関する独自調査結果(注 3)も参考に調達可能性を判断している例がみられた。

(注 2) 岐阜県では、「FIT 法に基づく木質バイオマス発電施設への燃料調達に関する指導・助言方針」（平成 31 年 3 月 19 日岐阜県林政部県産材流通課）を策定し、木質バイオマス発電事業への参入希望者に対し、調達先となる生産事業者の生産体制の把握や同種の木質チップ等を利用する事業者との打合せ記録の徴収などにより、その安定調達可能性や既存用途への影響を判断している。

(注 3) 群馬県では、年間の生産量や出荷量、翌年度の生産量の見込み等について調査する「木材基本調査」によって、県内の事業者の木材供給可能量をおおむね把握しており、発電事業計画と照らし合わせて、燃料が安定的に調達可能かどうか妥当性を判断している。

調査対象 22 発電事業者では、原木、木材チップ等の木材供給事業者（都道府県森林組合連合会、森林組合、木材加工事業者等）との間で、木材調達に関する協定等が合計で 341 協定締結されている(注 4・5)。

これらの協定等の協定期間をみると、表 5-①のとおり、1 年のものが全体の 39.6%と最も多く、10 年未満のものが 8 割以上を占める。

(注4) 協定の内容は、主に取引量、取引価格、協定期間などであり、中には、契約違反時の措置（協定の解除、損害賠償等）、木材の引渡し場所、対価の支払方法等について定めたものもみられる。

(注5) 調査対象 22 発電事業者は、ガイドラインが策定された平成 29 年 3 月より前に認定を受けているが、ガイドライン策定後、いずれの発電事業者も木材供給事業者との間で木材調達に関する協定を締結しており、その協定締結数は 1 件～129 件（中央値 5 件。同一の木材供給事業者との間で複数の協定を締結する場合、それぞれ 1 協定につき 1 件として算出）であった。

表 5-① 調査対象 22 発電事業者の協定期間

区分	合計	1 年未満	1 年	1 年超 ～5 年未満	5 年以上 ～10 年未満	10 年以上 ～20 年未満	20 年以上
協定数	341	14	135	20	130	7	35
(割合)	(100)	(4.1)	(39.6)	(5.9)	(38.1)	(2.1)	(10.3)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、合計に占める割合を表す。

3 四捨五入により割合の合計とその内訳は必ずしも一致しない。

また、当該協定等の記載事項として、取引量や取引価格が規定されている場合がみられる。ただし、取引量や取引価格は、木材の生産量・生産体制、市場の動向、気象条件等によって変動するものであることから、関連調査等対象機関では、協定に示される取引量や取引価格は、飽くまでも目安にすぎないと認識しているものが多数みられる。

なお、当省が実際の協定書等を確認できた 146 協定では、表 5-②のとおり、具体的な取引量や取引価格をあらかじめ設定することは困難であるとして、別途協議により定めることとしているものがみられた。

表 5-② 調査対象 22 発電事業者の協定記載事項

区分	取引量			取引価格		
	記載あり		記載なし その他	記載あり		記載なし その他
	明示	別途協議		明示	別途協議	
協定数	94	47	5	39	102	5
(割合)	(64.4)	(32.2)	(3.4)	(26.7)	(69.9)	(3.4)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「割合」は、当省が実際の協定書等を確認できた 146 協定に占める割合を表す。

調査対象 19 道県からは、木材調達に関する協定は、発電事業者と木材供給事業者双方の合意によって成り立つものであり、行政機関として民間の事業活動の妥当性を判断することに限度があるという意見がみられた。例えば、木質バイオマス発電設備が進出するに当たり、木材供給事業者から将来的な木材の増産計画があると主張された場合、それを否定できる根拠はなく、既存事業者から燃料の調達量不足や価格上昇に対する懸念が示されたとしても、安定調達が困難とまでは判断できないとしている。

また、木材は都道府県境をまたいで流通することが一般的であり、こうした木材の流通実態も行政による燃料調達計画の確認を困難にさせていること

がうかがえる。調査対象 19 道県では、個々の木材供給事業者の生産体制や取引状況までの詳細については把握しておらず判断に苦慮しているとの意見や、複数の都道府県からの木材調達を予定する燃料調達計画も多く、単独の都道府県だけでは判断が難しいとする意見もみられる。

なお、都道府県による燃料調達計画の確認については、「木質バイオマスの供給元としての森林の持続可能性確保と木質バイオマス発電の発電事業としての自立化の両立に向けて」（令和 2 年 10 月 16 日林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会^(注6)。以下「研究会報告書」という。）でも言及されている。研究会報告書では、木質バイオマス燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保と木質バイオマス発電の発電事業としての自立化を両立するための対応の方向性の一つとして、既存の木材利用との競合に係る懸念払拭のため、「FIT 制度における事業計画認定の中で、木材の安定調達の観点から確認を行っている都道府県林政部局等による確認を強化する」ことを挙げている。

この確認強化に関して、調査対象 19 道県からは、表 5-③のとおり、現行の確認方法で支障が生じていない、事業者への指導権限がなく安定調達への実効性がない、都道府県で把握できる情報だけでは判断に限界があるといった、現状以上の確認強化は不要又は困難とする意見が多くみられた。

(注 6) 同研究会は、木質バイオマスにまつわる課題解決に向けた方策を林業、チップ・ペレット加工業、発電事業、製紙業、学識経験者それぞれの視点から検討を進めることを目的として、農林水産省及び経済産業省が設置したものである。

表 5-③ 調査対象 19 道県における確認強化に関する意見（複数回答）

主な意見	意見数
現行の確認方法で支障は生じていない。	9
事業者への指導権限がなく安定調達への実効性がない。	3
都道府県で把握できる情報だけでは判断に限界がある。	3
体制上、これ以上の確認強化が困難である。	3
安定調達の可否について判断基準が明示されていない。	2
市場に対する行政の関与を強めることに懸念がある。	2
現行の確認方法でも業務の負担が大きい。	1

(注)1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、内訳は 19 道県に一致しない。